別紙９

新旧対照表

【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年５月 31 日蔵関第 626 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

（別添）

1　検査対象植物の範囲

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号（以下「法」という。））第 8 条の検査（以下「検査」という。）の対象となる植物の範囲は、次に示すとおりである。

(1)及び(2)　（省略）

2　農林水産省植物防疫所が発給する証明書等

(1) 検査の対象となる植物については、植物防疫官の指定する場所において、すべて検査を行い、その結果、合格したときその他植物防疫法上輸入を認めることが適切であると判断されるときは、農林水産省植物防疫所において次の①又は②によりその旨を証明し、当該証明をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とする。

①　（省略）

ア　（省略）

イ　「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（規則第４号様式）に上記アの証印を押印の上、輸入者又は管理者（輸入者から検査の申請、規則第 12 条の規定による措置又は法第 9 条第 1 項の規定による消毒若しくは廃棄の業務の委任を受けた者をいう。以下同じ。）に交付する。

ウ　（省略）

エ　（省略）

②　（省略）

表

区　　分	方　　法
1（省略）	（省略）

改正前

（別添）

1　検査対象植物の範囲

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 8 条の検査（以下「検査」という。）の対象となる植物の範囲は、次に示すとおりである。

(1)及び(2)　（同左）

2　農林水産省植物防疫所が発給する証明書等

検査の対象となる植物については、植物防疫官の指定する場所において、すべて検査を行い、その結果、合格したときその他植物防疫法上輸入を認めることが適切であると判断されるときは、農林水産省植物防疫所において次の(1)又は(2)によりその旨を証明し、当該証明をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とする。

(1)　（同左）

①　（同左）

②　「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（規則第 4 号様式）に上記①の証印を押印の上、輸入者又は管理者に交付する。

③　（同左）

④　（同左）

(2)　（同左）

表

区　　分	方　　法
1（同左）	（同左）

新旧対照表

【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年５月 31 日蔵関第 626 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2　木　材	次のいずれかの方法 ア　「木材輸入認可証明書」（別記様式 1 又は 2）を輸入者又は管理者に交付する。 イ　「植物輸入認可証印」（別記様式 6）を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（規則第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。	2　木　材	次のいずれかの方法 ア　「木材輸入認可証明書」（別紙様式 1 又は 2）を輸入者又は管理者に交付する。 イ　「植物輸入認可証印」（別紙様式 6）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（規則第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。
3　穀類等	次のいずれかの方法 ア　「穀類等輸入認可証明書」（別記様式 3）を輸入者又は管理者に交付する。 イ　「植物輸入認可証印」（別記様式 6）を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（規則第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。	3　穀類等	次のいずれかの方法 ア　「穀類等輸入認可証明書」（別紙様式 3）を輸入者又は管理者に交付する。 イ　「植物輸入認可証印」（別紙様式 6）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（規則第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。
4　種　苗	次のいずれかの方法 ア　「種苗輸入認可証明書」（別記様式 4）を輸入者又は管理者に交付する。 イ　「植物輸入認可証印」（別記様式 6）を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（規則第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。	4　種　苗	次のいずれかの方法 ア　「種苗輸入認可証明書」（別紙様式 4）を輸入者又は管理者に交付する。 イ　「植物輸入認可証印」（別紙様式 6）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（規則第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。
5　青果物	次のいずれかの方法 ア　「青果物輸入認可証明書」（別記様式 5）を輸入者又は管理者に交付する。 イ　「植物輸入認可証印」（別記様式 6）を押印した「植物、輸入禁止品	5　青果物	次のいずれかの方法 ア　「青果物輸入認可証明書」（別紙様式 5）を輸入者又は管理者に交付する。 イ　「植物輸入認可証印」（別紙様式 6）を押印した「植物、輸入禁止品

新旧対照表

【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年５月 31 日蔵関第 626 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	等輸入検査申請書」（規則第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。		等検査申請書」（規則第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。
6　木材こん包材（別表１に掲げるものを除く。）	次のいずれかの方法 ア　「木材こん包材輸入認可証明書」（別記様式 7 又は 8）を輸入者又は管理者に交付する。 イ　「植物輸入認可証印」（別記様式 6）を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（規則第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。	（新規）	

(2) 廃棄計画書

木材こん包材において、植物防疫官が廃棄を命じた場合であって、廃棄場所への移動等税関への確認書類として、植物防疫所受理印を押印した消毒（廃棄）計画書（別記様式９）又は輸送後消毒（廃棄）申請書（別記様式 10）を輸入者又は管理者に交付する。

（新規）

３（省略）

表　（省略）

別表１

検査の対象とならない植物	解　　釈
製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品	（省略）
木材こん包材	ア　加工又は処理が行われていない木材を用いて製造された、パレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロック、ドラム、木箱、積載版、パレットカラー、スキッドその他のこん包材であって、生産国において輸入植物検疫規程（昭和 25 年農

３（同左）

表　（同左）

別表１

検査の対象とならない植物	解　　釈
製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品	（同左）
（新規）	

新旧対照表
【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年５月 31 日蔵関第 626 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	林省告示第 206 号）の別表第 6 に掲げる方法による消毒が行われ、かつ、同規程別記様式に定める表示が付されているもの。 イ　接着剤の使用、加熱加圧又はそれらの組み合わせによって作られる合板、パーティクルボード、ベニヤ板などの加工木材、ベニヤのむき芯、おがくず、木毛、削りくず及び厚さが６㎜以下の小片状に裁断された木材を用いて製造されたこん包材。		
籐及びコルク	（省略）	籐及びコルク	（同左）
（以下省略）	（以下省略）	（同左）	（同左）

別記様式１～６　（省略）

別記様式７

No.

木材こん包材輸入認可証明書

年　月　日

○○植物防疫所（支所又は出張所）
植物防疫官　　氏　　名　　㊞

下記木材こん包材は、植物防疫法による輸入検査を終了し、○○輸入認可したことを証明する。

積載船（機）名
種類・名称
輸送方法の区別

別紙様式１～６　（同左）

（新規）

新旧対照表
【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年５月 31 日蔵関第 626 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
数量 検査年月日 荷送人住所氏名 荷受人住所氏名 別記様式８ No. 木材こん包材輸入認可証明書 年　月　日 ○○植物防疫所（支所又は出張所） 植物防疫官　　氏　　名　　㊞ 下記木材こん包材は、○○輸入認可したことを証明する。 積載船（機）名 種類・名称 輸送方法の区別 数量 荷送人住所氏名 荷受人住所氏名	（新規）

新旧対照表

【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年５月 31 日蔵関第 626 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別記様式９ No. 消毒（廃棄）計画書 年　月　日 ○○植物防疫所（○○支所又は出張所）植物防疫官　殿 住所 氏名　　㊞（注） 　月　日付け輸入検査を申請した、　月　日　　港入港　　丸(号)積木材こん包材は、（検査の結果、不合格となりましたが、）下記計画のとおり消毒（廃棄）したいので計画書を提出します。 記 １　種類・名称 ２　個数・数量（kg） ３　消毒（廃棄）の方法 ４　消毒（廃棄）を実施する場所 ５　消毒（廃棄）を開始する期日及び終了期日 ６　消毒（廃棄）を実施する者 （注）氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	（新規）

新旧対照表
【輸入植物等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年５月 31 日蔵関第 626 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別記様式 10 No. 輸送後消毒（廃棄）申請書 年　月　日 ○○植物防疫所（○○支所又は出張所）植物防疫官　殿 住所 氏名　　㊞（注） 月　日　　港入港　　丸（号）積木材こん包材は、下記により輸送して消毒（廃棄）したいので申請します。 記 １　品名　　個数・数量　　kg ２　輸送期間　　年　月　日から　　年　月　日まで ３　輸送に使用する船車等の名称 ４　輸送責任者 ５　検疫有害動植物の分散防止方法 ６　消毒（廃棄）方法 ７　消毒（廃棄）場所 ８　消毒（廃棄）実施者 （注）氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。	（新規）